The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ハーグ新条約案とフォーラム・ノン・コンビニエンス
Author(s)	岡野, 祐子
Citation	阪大法学. 2002, 52(3,4), p. 415-433
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54885
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ハーグ新条約案とフォーラム・ノン・コンビニエンス

岡野祐子

一　はじめに

ハーグ国際私法会議による「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約案」は、国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に関し、世界的に広く通用する一般的な国際ルールの構築を目指したものである。約一〇年間にわたって検討されてきたこの条約案について、二〇〇二年八月、ハーグ国際私法の事務局より、同年一〇月から開始される非公式作業グループにおける審議のためのレポート（Preliminary Document No. 19: 以降 DOC 19 と称する）[1]が、提示された。この分野における各国のルールの違いから、コンセンサスを得ることに困難を呈し、一時はスタックしたかと思われた同条約案が、これで進展するかどうかが注目される所である。本稿では、ハーグ新条約案に示される、裁判所の裁量に関する問題を、ブラッセル・ルガノ条約の規定と比較して、論じたい。

二　これまでの経緯および問題点

国際裁判管轄及び、外国判決の承認・執行に関する分野においては、現在のところ、世界的に通用する国際ルー

ルは存在しない。地域的に適用されるルールとしては、EC諸国における一九六八年の「民事及び商事に関する裁判管轄権及び判決の執行に関する条約（いわゆるブラッセル条約）[2]」と、この条約を基本的に踏襲し、EFTA諸国にも適用される、一九八八年の「民事及び商事に関する裁判管轄権及び判決の執行に関する条約（いわゆるルガノ条約）[3]」とがその代表例としてあげられる。これらのいわゆる「ブラッセル・ルガノ条約」は、この分野の国際的ルールとして、成功した例であり、広くヨーロッパ地域において通用している。

このような状況のもと、ハーグ国際私法会議の一九九二年の一般問題特別委員会において、この分野における、広く世界的に適用される条約作成の提案が、米国よりなされ[4]、これを受けてハーグ国際私法会議での検討の結果、この問題を、二〇〇〇年開催予定の第一九会期の外交会議において正式議題とすることが決定された。そして、条約案作成のための特別委員会により、一九九九年一〇月に「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約準備草案」がまとめられるに至った。しかし、右準備草案に対しては、米国からは強い不満が示された。そのため、二〇〇〇年五月、一般問題特別委員会において、第一九会期を延期し、二〇〇一年六月と二〇〇一年末または二〇〇二年はじめとの二回に分けること、さらに、第一回会議においてはコンセンサスないしコンセンサスに近い賛成のあるもののみを決定し、第二回会議においては通常の多数決方式により、条約を採択することが合わせて決められた。しかるに、以上の経緯のもとに二〇〇一年六月に開催された、第一九会期第一部の外交会議では、議論をまとめるには至らず、むしろいったん取下げられた案の再提案などにより、議論は振り出しに戻った感があった。これを受けて、一般問題を扱う第一委員会は、第二部外交会議を延期すること、今後の方針を決定するために数ヶ月以内に第一委員会を開催すること、を決定した。この時点で、米国も含めたコンセンサスの得られる、合意管轄などごく限られたルールのみの小さな条約を作成するという選択肢もあり得たが、他方、そのような小さな条

約だと、すでにブラッセル・ルガノ条約を有するヨーロッパ諸国にとっては、魅力のないものとなることが懸念された。

このように、条約案がいわばスタックした状況のもとで、二〇〇二年五月に開催された第一委員会において、①常設事務局が、非公式作業グループの支援を得て、非公式手続を通じ、二〇〇三年の前半に開催する特別委員会に提出すべき条文案を準備する。②外交会議は、可能であれば、二〇〇三年の後半に開催する。③非公式な条文案準備作業については、第一委員会において指摘されたコアエリア及び追加可能な事項を出発点として進める。という三点が採択された。そして非公式作業グループの議論のために事務局より準備されたのが、先に述べたDOC19である。

三　ハーグ新条約案とフォーラム・ノン・コンビニエンス

地域的なルールとして成功した例とされて評価も高い、ブラッセル・ルガノ両条約のルールは、ハーグ新条約案についての議論においても、大きな影響を与えてきた。しかし、フォーラム・ノン・コンビニエンスについて言えば、ブラッセル・ルガノ条約は、大陸法系諸国が中心となった条約であることもあり、原則として、裁判所の裁量を認めない形をとっている。しかし周知のごとく、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、イングランド、スコットランド等のコモン・ロー諸国においてフォーラム・ノン・コンビニエンス法理が導入されていることから、ハーグ新条約案においては、当初より、フォーラム・ノン・コンビニエンスについての議論がなされ、一九九九年一〇月の条約準備草案においては、限定的な形ではあるものの、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に基く規定が入れられた。また、二〇〇一年六月の修正条約案においても、実質的な変更はなされておらず、この点は、ブ

ラッセル・ルガノ条約との相違点の一つと言える。

(1) ブラッセル・ルガノ条約とフォーラム・ノン・コンビニエンス

ブラッセル条約は、新加入国のための加入条約作成の度に、その規模の差こそあれ、ルールの改正がなされている。大きな改正としては、まず、一九七二年の連合王国、アイルランド、デンマーク加入条約[5]における改正がある。次に、EFTA諸国を対象とするルガノ条約成立を契機とする改正が挙げられる。ルガノ条約は、ブラッセル条約のルールを基本的に踏襲したものの、それとは異なる規定がいくつか採用されており、この条約にはブラッセル条約締約国も加入することから、ブラッセル条約のルールを、ルガノ条約のルールに合わせる形で改正がなされている。この改正は、ルガノ条約成立の直後の、一九八九年のスペイン・ポルトガル加入条約、いわゆる、サン・セバスチャン条約[6]においてなされた。またその後、ブラッセル条約は、アムステルダム条約の発効により、二〇〇二年三月一日以降は「ブラッセル規則」[7]として規則化したが、その際にも、いくつかの規定の改正がおこなわれている。

フォーラム・ノン・コンビニエンス法理導入の観点からこれらの改正を見れば、一連のブラッセル・ルガノ条約を通して、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理を認めないという原則を維持し、国際的訴訟競合、および関連訴訟についての規定において、裁判所の裁量を認めないとする基本的な姿勢は、これらの改正によっても変わりはない。ただしこれらの改正において、裁判所の裁量権に関して、若干の規定の変更がなされてはいる。

(i) 一九六八年のブラッセル条約

まず、最初の一九六八年のブラッセル条約においては、以下のようなルールが定められた。

第二一条（訴訟競合）

第一項：同一当事者間における同一の訴訟原因に基づく訴えが、異なる締約国の裁判所に係属する場合、最初

に訴えが係属した裁判所以外の裁判所は、職権に基づき、最初に訴えが係属した裁判所のために、訴えを却下しなければならない。

第二項：前項の規定により訴えを却下すべき裁判所は、他の裁判所の管轄が争われている場合には、自らの手続を中止することができる。

第二二条（関連訴訟）

第一項：関連する訴えが、異なる締約国の裁判所に係属する場合、いずれの訴訟も第一審の審理に服しているときは、最初に訴えが係属した裁判所以外の裁判所は、自らの手続を中止することができる。

第二項：最初に訴えが係属した裁判所以外の裁判所は、その法廷地法が関連する訴訟の併合を認め、かつ最初に訴えが係属した裁判所がいずれの訴えについても管轄を有するときには、当事者の一方の申立に基づき、訴えを却下することもできる。

第三項：本条において、複数の訴訟が互いに密接な関連を有し、別個の手続によって矛盾した判決が下される危険を防止するために、共に審理し判決することが便宜にかなう場合、これらの訴訟は、関連する訴訟とみなされる。

裁判管轄に関する裁判所の裁量についての一般的な規定をおかず、裁判管轄が問題となりうる訴訟競合の場合のみを規律の対象として取り上げ、またその訴訟競合の状況においてさえも、係属の前後という時間的な基準を機械的に適用し、前訴裁判所に一律に優先権を与えるこの規定は、ブラッセル条約においてフォーラム・ノン・コンビニエンス法理を認めないとする基本的な姿勢を示すものである。裁判管轄規定を精緻に定めることにより、裁判所の裁量の必要性をなくするという姿勢は、それなりに合理性を有する点もあるが、この規定により、当事者間に、

早い者勝ちの管轄地争いの傾向を助長したとの批判がなされた。しかし、コモン・ロー国である連合王国が加入した、一九七二年の加入条約に際しての改正においても、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に関しての改正はなされなかった。同加入条約の公式報告書において、シュロッサーは、連合王国が一九六八年条約に加入した後、共同体の他の構成国との関係においてフォーラム・ノン・コンビニエンス法理を実行し続けることはもはや不可能であろうと述べており、[8] ブラッセル条約の基本的な姿勢が変わらないことを示している。[9]

(ii)サン・セバスチャン条約

しかるに、ルガノ条約作成に際して、この硬直的な規定が、実際の運用においては問題を生じるとの指摘がなされ、時間的な基準の一律な適用を少し緩和する規定が採用された。これに合わせる形で、サンセバスチャン条約においては、以下の形に改正がなされている。

第二一条（訴訟競合）

第一項：同一当事者間における同一の対象および同一の訴訟原因に基づく訴えが、異なる締約国の裁判所に係属する場合、後訴裁判所は、職権に基づき、前訴裁判所の管轄が確定されるまで、訴訟中止しなければならない。

第二項：前訴裁判所の管轄が確定された時は、後訴裁判所は訴えを却下しなければならない。

第二二条：（関連訴訟）　改正なし。

従来のブラッセル条約第二一条によれば、後訴裁判所は、前訴裁判所で管轄権が争われている場合を除いて、常に、前訴裁判所を優先させてみずからの管轄権を職権で否定しなければならないことになる。しかるにその場合、その後、前訴裁判所で管轄を有しないと判断された時には、両方の訴訟が却下されることになり、その結果、出訴

期限が経過し、訴訟提起が出来なくなることも有り得る。ルガノ条約作成に際して、ＥＦＴＡ諸国代表は、そのような解決はあまりにも行き過ぎであると考え、このような場合の不都合を回避するために、ブラッセル条約の規定とは異なる規定を定めたため、これに合わせて、サン・セバスチャン条約においても、第二一条が右のように改正された。これにより、前訴裁判所の管轄権が確定するまでは、後訴裁判所が前訴裁判所を優先して管轄権を否定するということは、避けられることとなった。(10)

(iii)ブラッセル規則

その後、ブラッセル条約が規則化する際にも、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に関する規定にさらに改正がなされている。同条約の規定は以下の通りである。

第二七条：(訴訟競合)　改正なし。

第二八条：(関連訴訟)

第一項：関連する訴えが、異なる締約国の裁判所に係属する場合、最初に訴えが係属した裁判所以外の裁判所は、自らの手続を中止することができる。

第二項：最初に訴えが係属した裁判所以外の裁判所は、いずれの訴訟も第一審の審理に服しているときは、最初に訴えが係属した裁判所の法が関連する訴訟の併合を認め、かつ最初に訴えが係属した裁判所がいずれの訴えについても管轄を有するときには、当事者の一方の申立に基づき、訴えを却下することもできる。

第三項：本条において、複数の訴訟が互いに密接な関連を有し、別個の手続によって矛盾した判決が下される危険を防止するために、共に審理し判決することが便宜にかなう場合、これらの訴訟は、関連する訴訟とみなされる。

この規定において、「いずれの訴訟も第一審の審理に服していること」という要件が、第一項から削除され、第二項のみに課されることとなった。また、関連訴訟の併合が認められるかどうかは、後訴裁判所の法ではなく、前訴裁判所の法により判断される事となった。これらの改正はいずれも、一九六八年条約における誤りを是正するためと説明される（EC委員会によるブラッセル規則の提案COM（1999）348 final, p. 19）。前者は、当事者に二段階の手続という利益を保証する観点からすれば、前訴と後訴が共に第一審に係属する必要があるのは、中止を規定する第一項ではなくて却下を規定する第二項であるとの理由から改正された。後者については、前訴裁判所に訴えが併合されるためには、前訴裁判所の法による判断を必要とすると改正されたのは、当然の事といえよう。

以上のように、一連の改正に際しては、訴訟競合、及び関連訴訟についての、後訴裁判所による訴え却下の時期について、若干の余裕を持たせる改正がなされている。もっとも、この改正によっても、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理のような裁判所の裁量の余地がないことについては、改正前と同じである。

（2）ハーグ新条約案とフォーラム・ノン・コンビニエンス

（i）第二一条（訴訟競合）および第二二条（フォーラム・ノン・コンビニエンス）

これに対し、一九九九年一〇月に採択されたハーグ条約準備草案において、訴訟競合、および、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理の規定は、以下のようになっている。[11] 二〇〇一年六月の修正条約案で若干追加された箇所（傍線により示す）もあるが、実質的な変更はなされていない。

第二一条：（訴訟競合）

第一項：同一の当事者が異なる締約国の裁判所において訴訟を行ない、かつ、求める請求にかかわらず、当該手続が同一の訴訟原因に基づくものである場合において、最初の受訴裁判所が〔ホワイトリスト〕〔又はそ

れらの規定と矛盾しない国内法上〕の規定に基づき管轄権を有し、かつその裁判所が二番目の受訴裁判所の国においてこの条約に基づき承認する事ができる判決をする事が予想されるときには、二番目の受訴裁判所は、手続を停止しなければならない。ただし、二番目の受訴裁判所が第四条（筆者注：管轄合意）〔第一一条（同：信託）〕または第一二条（同：専属管轄）により専属的な管轄権を有する場合はこの限りではない。

第二項：二番目の受訴裁判所は、最初の受訴裁判所がこの条約による承認または執行の要件を満たす判決をしたことが明らかになった場合には、管轄権を行使してはならない。

第三項：最初の受訴裁判所の原告が本案についての裁判を得るために必要な手続をとらない場合又はその裁判所が合理的な期間内に本案についての裁判をしない場合には、二番目の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、事件の審理を進めることができる。

第四項：前三項の規定は、二番目の受訴裁判所の管轄権が第一七条の規定に従い国内法に基づくものである場合にも適用される。

第五項：本条の適用上、裁判所は次の時に受訴したものとする。

(a) 手続を開始する文書またはこれに類する文書が裁判所に提出された時

(b) その文書が裁判所に提出する前に送達すべき場合は、送達権限のあるものが受け取った時又は被告に送達された時

〔適切な場合には、世界標準時が適用される。〕

第六項：最初の受訴裁判所での訴えにおいて、原告が被告に対して債務を負っていないことの確認を求めている場合において、二番目の受訴裁判所に実質的な救済を求める訴えが提起されたときは、

(a) 前各項の規定は、当該二番目の受訴裁判所に適用しない。

(b) 二番目の受訴裁判所がこの条約に基づき承認することができる裁判をすることが予想されるときは、最初の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止しなければならない。

第七項：最初の受訴裁判所が、当事者の申立てにより、二番目の受訴裁判所が次条に定める条件に基づき紛争を解決するのに明らかにより適切であると決定する場合には、本条の規定は適用しない。

第二二条（管轄権を行使しない例外的な状況）

第一項：例外的な状況下であり、かつ、裁判所の管轄権が第四条に従い有効な専属的な裁判所の選択の合意に基づくもの又は第七条（筆者注：消費者契約）、第八条（同：雇用契約）もしくは第一三条（同：保全処分）に基づくものでない場合において、当該裁判所が管轄権を行使することが明らかに不適切であり、かつ他の国の裁判所が管轄権を有し、紛争解決に明らかに適切であるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止することができる。この申立ては、本案についての最初の抗弁提出のときまでにしなければならない。

第二項：裁判所は、特に次の事情を考慮しなければならない。

(a) 当事者の常居所の観点からの当事者にとっての不便性

(b) 書証及び証人を含む証拠の性質及び所在並びに当該証拠を収集する手続

(c) 適用される時効の期間

(d) 本案についての裁判の承認及び執行を得る可能性

第三項：裁判所は、手続を停止するかを決定するに当って、当事者の国籍又は常居所に基づく差別をしてはな

らない。

第四項：裁判所は、第一項により手続を停止することを決定する場合には、被告に対し、本案についての他の裁判所の裁判を満足させるのに十分な担保の提供を命ずることができる。もっとも、他の裁判所が第一七条（筆者注：国内法に基づく管轄）によってのみ管轄権を有する場合、又はそれが非締約国の裁判所である場合には、被告が〔担保の提供が命じられなくても判決の執行をしようとする際の原告の利益が実質的に損なわれる事はないこと〕〔当該他の裁判所の国又は当該他の裁判所の裁判が執行される第三国に十分な資産があること〕を証明しない限り、裁判所は、前段の担保の提供を命じなければならない。

第五項：裁判所が第一項により手続を停止した場合、当該裁判所は、

(a) 他の国の裁判所が管轄権を行使した場合又は原告が裁判所の定めた期間内にその国において訴訟を提起しなかった場合には、管轄権を行使してはならない。

(b) 他の国の裁判所が管轄権を行使しない旨を決定した場合には、事件の審理を進めなければならない。

第六項：この条は、裁判所が第一七条にのみ基いて管轄権を有する場合〔であってそれが〔ホワイトリスト〕の規定と矛盾するとき〕には適用しない。その場合には、管轄権の不行使の問題は国内法による。

〔第七項：受訴裁判所であって、第三条から第五条（筆者注：ホワイトリスト）により管轄権を有するものは、フォーラム・ノン・コンビニエンス又は管轄権不行使のための他の類似のルートを適用してはならない。〕

これらの規定を、ブラッセル・ルガノ条約の規定と比較した場合、第二二条においてフォーラム・ノン・コンビニエンス法理そのものの規定が定められていることのみならず、第二一条の訴訟競合の規定においても、前訴裁判所が原則的に優先権を持つとしながらも、後訴裁判所に優先権を譲る場合について一定の場合を定めていることが、

注目される。すなわち、第二一条において、前訴裁判所の優先権は、第三項、第六項、に示される条件の下に拒否され得ると規定される。ここで特に指摘すべきは、第六項における、消極的確認訴訟と実体法上の義務の履行を求める訴訟とが競合した場合の規定である。

(ii)消極的確認訴訟先行の訴訟競合

第六項は、訴訟競合の事案において、消極的確認訴訟が先行する場合には、当該消極的確認訴訟が係属する前訴裁判所に優先権を認めず、実体法上の義務の履行を求める訴訟が係属する後訴裁判所が、立場を逆転して優先権を与えられると規定する。この問題は、かつて、ブラッセル条約第二一条の訴訟競合の規定の解釈という形で、ヨーロッパ司法裁判所がイングランド裁判所から付託された、一九九四年の The Tatry 事件において検討されたものであった。[12] 実はこの問題に先立って、そもそも消極的確認訴訟と、実体法上の義務の履行を求める訴訟とは、「訴訟原因」が同一であるといい得るのかという点も、同じくブラッセル条約第二一条の解釈に関して問題とされていた。この点についてヨーロッパ司法裁判所は、ドイツでの給付請求の訴えとイタリアでの消極的確認訴訟の訴えとが競合した、一九八七年の Gubisch 機械工場事件において、二つの訴訟原因は同一であると判示している。[13] しかし、Gubisch 機械工場事件においては、ドイツでの給付請求の訴えが先行した事案であったため、あらためて、消極的確認訴訟が先行する場合についても第二一条の前訴裁判所が優先するのかが、The Tatry 事件において問われたのであった。そしてヨーロッパ司法裁判所は、この点について、消極的確認訴訟が先行する場合も、第二一条適用の例外とはならないとの判断を示した。

コモン・ロー体系を有するイングランドの伝統的規則においては、イングランド裁判所がある事件の本案を審理するのに適切な法廷地がどこになるかを判断する際に、その事件の消極的確認訴訟がイングランド裁判所あるいは

外国裁判所に起こされていたとしても、その消極的確認訴訟の存在がイングランド裁判所の判断に影響を与えることはないというルールが確立している。これは、先になされた消極的訴訟が、後になされた給付の訴えを麻痺させてはならないとの考慮がなされているためである。同様に、実体法上の義務の履行を求める訴訟の当事者の方を「真の当事者」であるとして、こちらの訴訟を競合する消極的確認訴訟よりも優先させたカナダの判例もある(Westec Aerospace Inc. V. Raytheon Aircraft Co., No. C982737, B. C. Nov. 25, 1998)。しかし、ヨーロッパ司法裁判所の示した見解は、このようなコモン・ロー的考えとは対照的なものとなっていた。

このような状況の中、ハーグ新条約準備草案の第二一条は、第一項において、消極的確認訴訟と、実体法上の義務の履行を求める訴訟との、訴訟原因は同一であるとして、この点については、ヨーロッパ司法裁判所の Gubisch 機械工場事件と同じ前提に立つ。その上で、第六項において、消極的確認訴訟が先行する際には、前訴裁判所の優先権を認めないとの規定をおき、この点では、The Tatry 判決に反対の立場を取る。ブラッセル条約第二一条や、ハーグ新条約準備草案二一条のように、訴訟競合の事例に対して、裁判所への訴訟係属時を基準とし、前訴裁判所に機械的に優先権を与える場合、当事者間に「早い者勝ち」の競争を誘発する可能性は否めない。そしてこの競争は、結果として多くの場合、原・被告逆転型の、消極的確認訴訟と、実体法上の義務履行を求める訴訟との国際的訴訟競合の形となって現れることは十分考えられる。逆に言えば、この場合について何らかの規制をすれば、「早い者勝ち」の競争に対する抑制となり得、これに対する批判もかなり解消すると考えられよう。その規制として、第六項のように、先行する消極的訴訟を、いわば「カウントしない」とする方法は、意義ある方法と言えよう。

(iii)訴訟競合とフォーラム・ノン・コンビニエンス

さらに準備草案第二一条第七項は、訴訟競合の前訴裁判所であっても、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理

により、自らの管轄権を拒否できると規定する。この規定は、第二一条と第二二条とをつなぐ規定であり、[14] 訴訟競合の事案における前訴裁判所の優先的な管轄権は、第三項、第六項という特定の場合のみならず、さらに一般的にフォーラム・ノン・コンビニエンス法理による管轄権チェックの対象とするというものである。この考え方は、コモン・ロー体系の考え方に近いものである。

(iv)フォーラム・ノン・コンビニエンスの規定

しかし、これを受けた第二二条に示されるフォーラム・ノン・コンビニエンスの規定は、裁判所が管轄を拒否するか否かを考慮する際に、対象とする要素を特定することによって、裁判所の裁量の幅を限定しており、この点において従来のコモン・ロー諸国の国内法とは異なっている。またこれらコモン・ロー諸国間におけるバリエーションを、一定の要件で統一化し、予測可能性をを持たせようとしている。さらに条約案は、第二七条三項において、承認ないし執行裁判所は、判決裁判所が第二二条に基き管轄を拒否すべきであったことを理由に承認・執行を拒否できないと規定することによって、承認・執行段階においてフォーラム・ノン・コンビニエンス問題が蒸し返されることを防いでいる。このようにハーグ条約案においては、かなり限定的な形でのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の導入が意図されている。他方でこれは、限定的な規定ではあるとはいえ、ブラッセル・ルガノ条約の、原則として裁判所の裁量を認めないという姿勢とは、大きく異なるものである。その意味で、第二一条、第二二条は共に、大陸法、コモン・ローの妥協点を示したものといえよう。

四　DOC 19 での問題点とフォーラム・ノン・コンビニエンス

DOC 19 では、先の第一委員会において決められたコアエリア、すなわち、Ⅰ合意管轄、Ⅱ応訴、Ⅲ被告住所地、

Ⅳ反訴について取り上げ、二〇〇一年六月の修正条約案を前提として、議論のためのたたき台が提示されている。フォーラム・ノン・コンビニエンス法理のような一般的な規定は、DOC19においては、各コアエリアのトピックスごとに、取り上げられる形となる。DOC19において最も詳しく述べられている、コンセンサスが得られる確度の高い、合意管轄について、ここでは簡単に、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に関する点をあげておきたい。

（1）合意管轄された裁判所とフォーラム・ノン・コンビニエンス

合意管轄におけるフォーラム・ノン・コンビニエンスの問題点は、まず第一に、当事者の合意がなされた裁判所に管轄権拒否の裁量権が認められるかという点があげられる。準備草案第二二条第一項の規定においては、管轄合意が専属的なものである場合には、フォーラム・ノン・コンビニエンスの適用は認めないとされており、この規定が基本的に適用されることとなる。DOC19では、さらに、管轄合意された裁判所の限られた裁量権も排除するために、二〇〇一年六月の外交会議で示された、これに類似する各締約国の国内法規定も適用しないとする括弧付の第七項の規定[15]の必要性を指摘している。[16]また、専属的でない合意管轄においても、各国の国内法による裁量によるのではなく、準備草案第二二条のような一定の規則のもとでの、管轄権拒否の形が必要となろうと述べている。[17]

（2）合意されていない裁判所に訴訟係属した場合のフォーラム・ノン・コンビニエンス

この点についても、専属的合意か否かで区別される。DOC19は、専属的合意管轄においては、他の裁判所は、たとえ訴訟が提起されても管轄権を拒否すべき事を明記すべき事、他方、非専属的管轄合意においては、国内法に基づく管轄規定が適用される余地があることを規定すべき事、を提示している。さらに、締約国裁判所を合意管轄として選択した場合と、非締約国を選択した場合との区別についての考慮を示唆している。

（3）合意されていない裁判所による訴訟差止

注目されるのは、専属的管轄合意がなされた裁判所の裁判の差止を求める訴訟を、禁止する規定をおくべきかどうかの議論が、DOC 19 において提示されていることである。ブラッセル条約においては、外国訴訟差止を禁止する規定は設けられていない。これは、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理そのものを認めない同条約においては、外国訴訟差止が認められないことが当然の前提として考えられていたゆえと思われる。しかし、イングランドにおいては、ブラッセル条約が適用される事案において、訴訟競合の状態になっている他の締約国に係属する訴訟の差止を認める判例が、いくつか下されており、[18] この問題についての検討及び、これに関する何らかの規定は必要とされよう。DOC 19 では、専属管轄の事案に限っての問題提示となっているが、より一般的な議論も必要となろう。

おわりに

ハーグ新条約は、その対象を広く、世界的なものとするために、議論が錯綜し、まとまった規定となるには、まだ、多くの検討課題が残されている。しかし、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に関する規定についていえば、明確な管轄規則の下で、例外的に個別具体的な事案における調整の場を設けるというシステムは、イングランド裁判所がブラッセル条約の下で模索してきた。正義追求のための限定的なフォーラム・ノン・コンビニエンス法理と、重なる部分も多い。[19] ブラッセル・ルガノ条約において確実性を重視するあまり、訴訟競合における管轄地争いを助長し、時に不適切な法廷地での訴訟を許してきた欠点を、一定の要件に絞り込んだ形のフォーラム・ノン・コンビニエンス法理を第二二条に規定することによって是正するという、この条約案は、大陸法、コモン・ロー両体系国にとって一つの妥協しうる回答と考えられるものであろう。この規定そのものは、DOC 19 の対象とはされ

ていないが、二〇〇一年六月の条約修正案においても、大きな変更はなされていないようであり、これまでの検討が生かされる形での議論となることが望まれる。今後の議論の進展に注目したい。

(1) Preliminary Document No. 19, of August 2002 by Andrea Schulz.

(2) OJ 1972 L 299, 32. 同条約の翻訳は、岡本「わが国際私法事件におけるＥＥＣ裁判管轄条約」同法二九巻四号一頁、五号一五頁。Jenard による同条約の公式報告書は OJ 1979 59, 1, 参照。同報告書の翻訳は、関西国際民事訴訟法研究会「民事および商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書(一)～(八)」国際商事法務 Vol. 27, No. 7～Vol. 28, No. 2.

(3) OJ 1988, L 319, 25. Jenard および Möller による公式報告書は OJ 1990 C189, 58, 参照。同報告書の翻訳は、関西国際民事訴訟法研究会「民事および商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するルガノ条約公式報告書(一)～(十三・完)」国際商事法務 Vol. 29, No. 4～Vol. 30, No. 4 参照。

(4) この間の経緯については、道垣内「国際裁判管轄および外国判決承認執行条約案の検討(一)(二)(三・完)」ＮＢＬ六七五号一二頁、六七六号三四頁、六七九号四九頁以下参照。

(5) OJ 1978 L304, 1. 同改正条約の翻訳、紹介については、岡本「一九七八年『拡大ＥＥＣ判決執行条約』(一)(二)」同法三一巻二号八一頁、三号一二九頁。Schlosser による同条約の公式報告書は、OJ 1978 C59, 71. 同報告書の翻訳は、関西国際民事訴訟法研究会「民事および商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書(九)～(一一・完)」国際商事法務 Vol. 27, No. 7～Vol. 29, No. 3, 参照。

(6) OJ 1989 L 285, 1. 同条約の Cruz, Real, Jenard三名による公式報告書は、OJ 1990 C 189,/1990, pp. 38-52. 同報告書の翻訳については、関西国際民事訴訟法研究会「一九八九年スペイン・ポルトガル加入条約（サン・セバスチャン条約）(上)、(中)、(下)」国際商事法務 Vol. 30, No. 5～No. 7 参照。

(7) OJ 2001 L 12, 1. 翻訳は、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する二〇〇〇年一二月二二日の理事会規則（ＥＣ）44/2001（ブリュッセルＩ規則）(上)、(下)」国際商事法務 Vol. 30, No. 4～No. 5 参照。

(8) Schlosser *supra* note (5) para 181. 翻訳は、関西国際民事訴訟法研究会前掲注(5)、Vol. 28, No. 11, 一四〇八頁参照。

(9) しかしイングランド裁判所は、ブラッセル条約加入後、特に第二一条適用の事案において、この条文の実際の運用における不都合な面を、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理で是正しようとする動きを見せている。この経緯については、岡野『ブラッセル条約とイングランド裁判所』(阪大出版会)第三章「フォーラム・ノン・コンビニエンス」七一頁以下参照。

(10) この経緯については、A. Cruz, D. Real, P. Jenard, *supra* note (6), para 28, 及びその翻訳については、関西国際民事訴訟法研究会、前掲注(6)、Vol. 30, No. 7, 九八二頁参照。

(11) 道垣内「二〇〇一年六月の外交会議の結果としての『民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約案』」NBL七三二号七一頁の仮訳による。括弧がきの部分は意見の分かれている部分である。なお、一九九九年一〇月の準備草案についてのナイ、ポカールによる特別委員会の報告書について、第二一条、二二条に関する箇所の翻訳は、道垣内、織田「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決の効力に関する特別委員会報告書」国際商事法務 Vol. 29, No. 9, 一一二五頁、及び No. 10, 一二五六頁以下参照。

(12) The Tatry [1994] ECR I-5431.

(13) Gubisch Maschinenfabrik KG v. Giulio Palumbo, Case 144/86, [1987] Case/144/86 ECR 4861.

(14) Brand, *Comparative Forum Non Conveniens and the Hague Convention on Jurisdiction and Judgments* (2002) 37, Tex. Int'l L. J. 467, 492.

(15) 道垣内「裁判管轄等に関する条約採択をめぐる現況(上)(下)」ジュリスト一二一一号、八〇頁、一二一二号、八七頁、特に九一頁参照。

(16) DOC 9., p. 19.

(17) *Ibid.*

(18) リーディングケースとしては、Continental Bank N.A. v. Aeakos Compania Naviera S. A. and others [1994] W. L. R. 588. その他この問題については、岡野前掲注(9)第五章「ブラッセル条約の下における外国訴訟差止の可否」一二九頁以下、同第七章「外国訴訟差止の新たな展開」二〇一頁以下参照。

(19) 岡野前掲注(9)第三章参照。

追記：松岡先生には、公私にわたって、本当にお世話になり、心より感謝いたしております。今後とも、御研究の一層のご発展を、お祈りいたします。